

船舶事故調査報告書

平成30年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| 事故種類 | 転覆 |
| 発生日時 | 平成30年4月12日 14時40分ごろ |
| 発生場所 | 宮崎県日向市小倉ヶ浜東方沖 細島灯台から真方位192° 2.3海里付近 (概位 北緯32° 23.2′ 東経131° 40.6′) |
| 事故の概要 | プレジャーボート大和丸は、漂泊中、転覆した。 |
| 事故調査の経過 | 平成30年4月16日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 大和丸、4.9トン MZ3-10318（漁船登録番号）、個人所有 第294-21383号（船舶検査済票の番号） |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | 船体に濡損及びマスト等に破損（全損） |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1.5m、水温 約17℃ |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、小倉ヶ浜東方沖を西南西進中、船長が高い追い波があることに危険を感じ、約10ノット（kn）の対地速力から約6knに減速したところ、船尾側から波が3回打ち込み、前部甲板にある蓋が外されていた6個のいけすに海水が流入するとともに付近の甲板上に多量の海水が滞留し、船首部がやや右舷側に傾いて沈下した。</p> <p>本船は、停船した後、船長が散水機を使用して滞留した海水の排水を試みたものの、右舷船首部の舷縁を越えた海水が更に前部甲板上に滞留し、右舷側にゆっくりと傾いて転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海面上に出ていた船尾側の構造物を利用して、落水することなく船尾付近の船底に上がった後、船長が地元の漁業者に連絡するとともに同乗者が海上保安庁に通報し、来援した巡視船に救助された。</p> <p>本船は、巡視船及び漁船により、宮崎県細島港にえい航された。</p> |
| 分析 | 本船は、小倉ヶ浜東方沖において、追い波を受けながら西南西進中、減速に伴って船尾側から甲板上に波が打ち込んだことから、蓋が外されていた6個のいけす及び前部甲板上に海水が滞留し、停船後に沈下した右舷船首部の舷縁を越えた海水が更に滞留し、転覆したものと考えられる。 |
| 原因 | 本事故は、本船が、小倉ヶ浜東方沖において、追い波を受けながら |

| | |
|--------------|--|
| | <p>西南西進中、減速に伴って船尾側から甲板上に波が打ち込んだため、蓋が外されていた6個のいけす及び前部甲板上に海水が滞留し、停船後に沈下した右舷船首部の舷縁を越えた海水が更に滞留し、転覆したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 波浪が高い場合は、航行時の針路、速力に十分注意を払い、波の打ち込みをできるだけ減らすこと。・ 小型船が高い追い波を受けて航行する場合、海水の流入及び滞留の可能性のある設備には蓋をしてラッシングをするなどの防止措置を採り、復原力を維持すること。 |